

改正

令和 6 年 7 月26日告示第96号

館山市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業においてドナー及びドナーを雇用する事業者に対し、館山市骨髄移植ドナー支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、骨髄・末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）移植の推進及びドナー登録の増加を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 骨髄バンク事業 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）第 2 条第 5 項に規定する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業をいう。
- (2) ドナー 骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了した者又は骨髄等の提供に係る最終同意を行った後に当該骨髄等の提供が中止された者をいう。

(交付対象者)

第 3 条 助成金の交付の対象となるドナー（以下「助成対象ドナー」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 骨髄等の提供を完了した日又は骨髄等の提供に係る最終同意を行った後に当該骨髄等の提供が中止された日（以下「骨髄等の提供等完了日」という。）において、本市に居住している者であって、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 他の地方公共団体から、助成金に相当する補助金その他これに類するものの交付を受けていない者
- (4) 館山市暴力団排除条例（平成24年条例第 3 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でない者

2 助成金の交付の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 助成対象ドナー（事業を営む個人を除く。以下この項において同じ。）が骨髄等の提供等

完了日において、当該助成対象ドナーが勤務する事業所（国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を除く。）が国内に存する者

（２） ドナーとして必要な検査又は入院等のための特別な休暇（以下「特別休暇」という。）を助成対象ドナーに与えている者

（３） 市税の滞納がない者

（４） 特別休暇を与えた助成対象ドナーについて、他の地方公共団体から助成金に相当する補助金その他これに類するものの交付を受けていない者

（５） 館山市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団でないこと及び当該事業者の役員が同条第3号に規定する暴力団員等でない者

（６） 他の地方公共団体から、当該助成対象ドナーに係る助成金に相当する補助金その他これに類するものの交付を受けていない者

（助成金の額等）

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる交付対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１） 助成対象ドナー 骨髄等の提供のための通院及び入院に要した日数（以下「通院等の日数」という。）に2万円を乗じて得た額。ただし、14万円を上限とする。

（２） 前条第2項の規定に該当する事業者 助成対象ドナーに与えた特別休暇の日数に1万円を乗じて得た額。ただし、7万円を上限とする。

2 前項第1号の通院等の日数は、次に掲げる日数を合計したものとする。ただし、骨髄等の採取のための手術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のための通院等の日数を除く。

（１） 確認検査、健康診断又は自己血採血等のための通院等の日数

（２） 最終同意のための面談に係る通院の日数

（３） 骨髄等の採取に係る入院の日数

（４） その他骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院等の日数

（助成金の申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする助成対象ドナーは、館山市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書（ドナー用）（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、助成金の交付を受けようとする助成対象ドナーが、当該助成対象ドナーの住民基本台帳の記載事項及び市税の納付状況について、市の職員が市の保有する公簿等により確認

することに同意するときは、第2号及び第3号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を完了したこと又は骨髄等の提供に係る最終同意を行った後に当該骨髄等の提供が中止されたことを証する書類の写し
- (2) 住民票の写し
- (3) 市税の滞納がないことを証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 助成金の交付を受けようとする事業者は、館山市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書(事業者用)(別記第2号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、助成金の交付を受けようとする事業者が、当該事業者の市税の納付状況について、市の職員が市の保有する公簿等により確認することに同意するときは、第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 特別休暇を与えた助成対象ドナーに係る前項第1号及び第2号に定める書類(前項の規定により当該助成対象ドナーから交付申請書が提出されている場合を除く。)
- (2) 市税の滞納がないことを証する書類
- (3) 助成対象ドナーとの雇用関係を確認できる書類
- (4) 特別休暇の制度を確認できる書類
- (5) 助成対象ドナーに対して特別休暇を与えた日数を確認できる書類の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前2項の規定による申請は、助成対象ドナーが骨髄等の提供等完了日の翌日から起算して1年以内にしなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否について決定するものとする。

2 市長は、助成金の交付の可否を決定したときは、館山市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付可否決定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、助成金の交付を決定した日の翌日から30日以内に助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、交付済みの助成金があるときは、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に骨髓・末梢血幹細胞の提供を完了したドナー及び当該ドナーを雇用する事業者について適用する。

附 則 (令和6年7月26日告示第96号)

この告示は、公示の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。